

リスクマネジメント最前線 <15>

サービサーの過去・現在・未来

ミネルヴァ債権回収株式会社 代表取締役社長 小野間 史敏

当社は、債権管理回収業を営む会社、いわゆるサービサーである。ミネルヴァとは、ローマ神話の女神でギリシャ神話のアテナと同一であるとされ、国家を守護し知性を司り、ふくろうをシンボルとする神。ヘーゲルは、その著書「法の哲学」の序文において「ミネルヴァのふくろうは、たそがれがやってくるとはじめて飛びはじめる」という有名な言葉を残している。これは、現実の世界が成熟に至って初めて、その時代を代表する知性が姿を現すという意味だとされている。

さて本題に戻って、サービサー（債権管理回収業）とは、弁護士法の特例法として1998年10月に制定された債権管理回収業に関する特別措置法（通称、サービサー法）に基づいて設立された会社である。その設立にあたっては、反社会的勢力の排除など厳格な設立要件を満たし、法務省から許可を受けて初めて活動を始めることになっている。また、取扱債権についても、現時点では、①金融機関等が有する貸金債権、②リース・クレジット債権、③会社更生法、民事再生法などの手続き開始決定を受けた法的倒産者が有する金銭債権、などについて債権者から委託を受けたり、その債権を買い取ったりして回収を行うことができることになっている。

新たなビジネスモデルを

現在、サービサーは99社が営業を行っており、2006年6月末までに累計で約3800万件、181兆円の債権について管理回収業務を行ってきた。この観点から、サービサーは法施行後の7年間で、わが国の金融機能の再生に関し不良債権処理を通じて大きな役割を果たしてきたといえる。

一方で、大手金融機関の不良債権処理が進んだことにより、売却債権数の減少とそれに伴う入札価格の高騰が懸念されつつある。さらには、対象債権が「破綻先及び実質破綻先債権」から

「破綻懸念先及び要注意先債権」に移行しつつあり、従来の不良債権の管理回収というビジネスモデルだけでなく、事業再生に対するアプローチを含む新たなビジネスモデルが求められている。

取扱債権の問題については、従来、法的倒産者が有する債権のみだったが、現在検討されている法改正において要望している「窮境事業者が有する債権の取り扱い」によって、私的整理を行う窮境事業者が有する債権のうち一定要件を満たすものがその対象に加わることになる。これにより、後手に回ってきたとされる地域の中堅・中小企業の再生ニーズを満たすことが可能になると期待されており、新たな時代を迎えるのではないかと思われる。この点については、「中堅・中小企業の再生をサポートするサービサー」を標榜してきた当社にとって、活躍の場が広がるものとして期待しているところだ。

また、昨年の貸金業法改正により、かなりの数の貸金業者が廃業するのでは、と言われており、これら廃業する業者の貸金債権の受皿として、サービサーが何らかの役割を果たしていくことが求められるのではないか。

いずれにせよ、不良債権処理という分野において一定の貢献をしてきたサービサーが、新たな時代の要請に対して知恵と経験を生かし、更なる貢献が出来るかどうか求められていくことになると思う。

さて、ミネルヴァのふくろうは飛び立つことができるのだろうか？

小野間史敏氏プロフィール

日商岩井（株）（現：双日（株））で海外不動産の投資及びワークアウトに従事
2003年に当社へ転職
2006年4月より現職